

記載要領等	やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分）
-------	--

《使用目的》

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 3 号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から 1 か月を経過する日までです。